

審 査 決 定 報 告 書

新市民会館整備等調査特別委員会

令和4年第4回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第92号ほか2件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、12月16日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第92号 財産の取得について（水戸市民会館スチール家具）

本案については、入札の状況等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第93号 財産の取得について（水戸市民会館ピアノ（その1））

議案第94号 財産の取得について（水戸市民会館ピアノ（その2））

これらの案件については、取得価格の妥当性について、スタインウェイアンドサンズ社のピアノ取得が随意契約となった理由について、取得するフルコンサートグランドピアノの台数の根拠等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「今回導入するスタインウェイアンドサンズ社のピアノは、世界を代表するすばらしい機種であり、市民の財産である新市民会館が誰からも愛される施設となるようピアノの見学会を実施するなど、市民が親しむことができる機会の創出に努められたい」等の意見が出されました。

この後、一括採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第92号、議案第93号、議案第94号

以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和4年12月20日

水戸市議会議長 須田 浩 和 様

新市民会館整備等調査特別委員会
委員長 渡 辺 政 明